

2023年度町田市教育委員会

第3回定例会会議録

- 1、開催日 2023年6月21日
- 2、開催場所 第二、三、四、五会議室
- 3、出席者
- | | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 坂 本 修 一 |
| 委 員 | 後 藤 良 秀 |
| 委 員 | 森 山 賢 一 |
| 委 員 | 井 上 由 奈 |
| 委 員 | 関 根 美 咲 |
- 4、署名者
- 教育長
委 員
- 5、出席事務局職員
- | | |
|--------------|---------|
| 学校教育部長 | 石 坂 泰 弘 |
| 生涯学習部長 | 佐 藤 浩 子 |
| 教育総務課長 | 高 田 正 人 |
| 教育総務課担当課長 | 近 藤 祐 子 |
| 新たな学校づくり推進課長 | 小 宮 寛 幸 |
| 施設課長 | 平 川 浩 二 |
| 施設課担当課長 | 来住野 彰 |
| 施設課学校用務担当課長 | 小 塚 太 郎 |
| 学務課長 | 高 野 徹 |
| 保健給食課長 | 押 切 健 二 |
| 指導室長 | 大 山 聡 |
| (兼) 指導課長 | |
| 生涯学習総務課長 | 江波戸 恵 子 |
| 生涯学習総務課担当課長 | 貴 志 高 陽 |
| 生涯学習センター長 | 西久保 陽 子 |
| 生涯学習センター担当課長 | 石 井 良 明 |
| 図書館長 | 中 嶋 真 |

図書館副館長		竹川裕之
図書館担当課長		本郷剛
市民文学館担当課長		野澤茂樹
(町田市民文学館長)		
書記		馬目拓実
書記		阿部榛果
書記		齊藤華子
書記		板垣有美子
速記士		帯刀道代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願、提出議案、臨時代理報告及び結果

請願第2号	生涯学習センター・公民館の充実に関する請願	不採択
議案第8号	町田市学校統合等に伴う在校生の通学先に対する配慮に係る基本方針の策定について	原案可決
議案第9号	第6期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について	原案可決
議案第10号	町田市指定旧跡の指定について	原案可決
臨時代理報告第2号	第13期町田市学校給食問題協議会委員の委嘱及び解任の臨時代理の報告について	承認
臨時代理報告第3号	第33期町田市社会教育委員の委嘱及び解職の臨時代理の報告について	承認

7、傍聴者数 8 名

8、議事の概要

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は森山委員です。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は請願が1件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第2号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。また、同じく日程第2、議案審議事項のうち、議案第10号については、日程第4、報告事項(7)「町田市文化財保護審議会からの答申について」と関連する内容でございますので、議案第10号を審議する前に、まず、この内容をご報告させていただいた後、審議に入りたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは最初に、請願第2号「生涯学習センター・公民館の充実に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いいたします。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

○請願者 「町田に公民館をふやす会」です。

私の長男は10年前から町田市障がい者青年学級に所属しています。他の青年の方々とさまざまなことを話し合う機会は、本人や親にとってもとても貴重な場所になっていました。今年度は青年学級を卒業し、新しく発足した本人活動の会、つなげる会の代表を務めています。

私はその間、青年学級父母会役員を4年間務めました。昨年度、西久保生涯学習センター一長から青年学級の見直しを初めて伝えられ、自分にできることを探して、「町田に公民

館をふやす会」に入会いたしました。今回、生涯学習センターの事業の縮小ではなく、充実を求めて署名活動を行い、2,002筆集まりましたので、お願いしたく陳述します。

生涯学習センター・公民館の充実に関する請願

町田市教育委員会教育長様

(請願の要旨)

「生涯学習」が声高に叫ばれている中、生涯学習センターの事業の縮小ではなく、充実を求めて下記を要望します。

- 1 社会教育法にもとづく、公民館を堅持すること。また、地域に根ざした公民館とするため、1地区協議会に1館を設置すること。
- 2 事業委託や指定管理の導入ではなく、直営を堅持すること。
- 3 社会教育に造詣のある職員（社会教育主事任用資格有資格者等）を採用・養成し、公民館職員に充てること。
- 4 社会教育法第9条の2に基づく、社会教育主事を任用し、生涯学習部に配置すること。
- 5 社会教育事業を充実させること。
 - ① 高齢期の課題を学ぶ機会を保障する事業を継続すること。
 - ② かつて実施されていたジェンダー、セクシュアリティに関する学習事業を実施すること。
 - ③ 家庭教育学級等、子育て・親育ちの学習事業を充実させること。
 - ④ 全国的にも評価されている「障がい者青年学級事業」をさらに充実させること。新規参加者の募集をおこなうこと。
 - ⑤ 市民による市民のための学習機会である「町田市民大学HATS」の理念を継承した事業を実施すること。
 - ⑥ 市民企画講座「まちチャレ」を充実させること。
 - ⑦ 基礎教育保障の理念に基づく「まなびテラス」事業を充実させること。
 - ⑧ 2024年度に予定されているまちだ中央公民館の大規模改修時にも、他の会場を確保するなど工夫し、事業を継続すること。
- 6 住民参加の運営体制を充実させること。
 - ① 生涯学習センター運営協議会を社会教育法第29条の公民館運営審議会として

条例設置すること。

- ② 生涯学習センター運営協議会（審議会）の利用者の公募委員の人数を半数以上とすること。

以上

請願の理由。

私たち「町田に公民館をふやす会」では、町田市に1館しかない公民館の増館を求めて1990年から活動しています。この間、私たちの思いとは裏腹に、2012年に公民館と「市民大学HATS」がまとめられ、学習の機会が減少しました。

昨年度、生涯学習センター長からは「障がい者青年学級」の合宿中止を言われました。また、昨年度から、前ぶれもなく「市民大学HATS」、「ことぶき大学」、「家庭教育学級」の開催回数は縮小され、「まなびテラス」は半減されました。このため、私たちは署名活動を行い、多くの声をまとめました。

生涯学習センターの事業縮小でなく、充実を求めます。

終わります。

○教育長 請願者による請願第2号の意見陳述が終わりました。

この後、質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対しては質疑をすることができないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第2号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者へご質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。——よろしいですか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第2号に関する願意の実現性、妥当性につきまして、生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長 請願第2号「生涯学習センター・公民館の充実に関する請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

町田市生涯学習センターは、2012年の設立当初から、市民の学習拠点として、町田市の生涯学習の推進役を担ってまいりました。その後、市民の学びに関するニーズが一層多様化する中、町田市生涯学習審議会や生涯学習センター運営協議会などから、その役割や施策の進め方などについて指摘を受けてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、世の中のデジタル化が急速に進み、デジタルデバイドなどの社会的課題が浮き彫りになりました。

これらの課題に対応するため、生涯学習審議会から、「町田市生涯学習センターに求められる役割について」、「今後の町田市生涯学習センターのあり方について」の2つの答申を受け、2022年2月に「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」を策定いたしました。

この方針の中で、生涯学習センターの目指す姿として、1「市民がいつでもどこでも学ぶための情報を得ることができる環境がある」、2「多様な市民が、地域や時間の制約なく学んでいる」、3「市民が学んだ知識を自身の生活に活かすことができている」の3つを掲げております。方針で定めました目指す姿を実現するため、教育委員会では、2023年2月に「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」を策定し、取り組んでいるところでございます。

それでは、請願の要旨にございますそれぞれの項目ごとにお答えいたします。

まず、1「社会教育法にもとづく、公民館を堅持すること。また、地域に根ざした公民館とするため、1地区協議会に1館を設置すること」についてでございます。

町田市生涯学習センターは、まちだ中央公民館が行っていた講座、イベント事業の実施及び施設貸し出しに加えまして、関係機関との総合調整や情報収集、情報発信などの生涯学習支援を行っております。生涯学習センターは1館ですが、地域には市民センターや図書館などの生涯学習施設等さまざまな活動場所がございます。これらも活用して市民の生涯学習の機会を充実してまいります。そのため、1地区協議会に1館の公民館を設置することは考えておりません。

次に、2「事業委託や指定管理の導入ではなく、直営を堅持すること」についてでございます。

例えば生涯学習の分野でもニーズが高まっているデジタル技術を活用する場面は、既に

すぐれた技術を持っている民間事業者がおります。これらの専門性を有する民間事業者が持っているノウハウを生かして、柔軟かつ効率的な運営を行うことで、市民サービスの向上につながると考えております。一律に直営を堅持するのではなく、事業や施設の特性を考慮し、民間活力を導入したほうが、市民サービスの向上につながると考えられる分野については、業務委託範囲の拡大や指定管理者制度の導入を検討してまいります。

次に、3「社会教育に造詣のある職員（社会教育主事任用資格有資格者等）を採用・養成し、公民館職員に充てること」及び4「社会教育法第9条の2に基づく、社会教育主事を任用し、生涯学習部に配置すること」についてでございます。

生涯学習センターでは、社会教育主事講習を毎年1名程度の職員が受講しており、現在、社会教育主事の任用資格を持った職員が3名在籍しています。今後も計画的に養成してまいります。

次に、5「社会教育事業を充実させること」の①「高齢期の課題を学ぶ機会を保障する事業を継続すること」、②「かつて実施されていたジェンダー、セクシュアリティに関する学習事業を実施すること」、③「家庭教育学級等、子育て・親育ちの学習事業を充実させること」についてでございます。

高齢期の課題を学ぶ機会、ジェンダー、セクシュアリティに関する学習事業、子育て・親育ちの学習事業は、生涯学習センターだけではなく、庁内他部署でもさまざま実施されております。このことは、市民にとりまして参加機会の増加につながるため、大変よいことと考えております。

生涯学習センターでは、他の実施主体の取り組み状況を見据えながら事業を実施するとともに、さまざまな主体が実施する学習事業の情報を収集し、市民に提供していくことで、市民の学習機会を充実してまいります。また、庁内他部署などでの学習事業がふえていきますと、生涯学習センターといたしましても、例えばデジタルデバインドへの対応といった新しい課題にお困りの方々を対象とする学習機会を実施できることにつながり、事業を全体的に充実させることにつながると考えております。

次に、④「全国的にも評価されている『障がい者青年学級事業』をさらに充実させること。新規参加者の募集をおこなうこと」についてでございます。

障害がある方の生涯学習推進の方向性として、国は「誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会」を掲げ、誰もが障害の有無にかかわらず学び続けることのできる社会を形成していくことが必要であると示しています。

この方向性を踏まえ、生涯学習センターでは、障がい者青年学級事業によって培われた青年たちの自主性や共生社会への理解促進などを引き継ぎ、発展させていけるよう、また、障害がある方の学習機会を充実させることができるよう、本年度、障がい者青年学級の見直しに係る検討を行ってまいります。その際に、新たに学びたい方も公平に学べるような仕組みを検討してまいります。

次に、⑤「市民による市民のための学習機会である『町田市民大学HATS』の理念を継承した事業を実施すること」及び⑥「市民企画講座『まちチャレ』を充実させること」についてでございます。

それぞれ事業を開始してから年数が経過しております。したがって、それぞれの事業の基本理念を踏まえつつ、講座のテーマや実施方法などにつきましては、現在の課題や、より多くの市民のニーズが反映されたものとなるよう見直しをしております。

次に、⑦「基礎教育保障の理念に基づく『まなびテラス』事業を充実させること」についてでございます。

「まなびテラス」は、学ぶ意欲がありながらも、学ぶ機会に恵まれなかった方に、文字の読み書きや基礎学力などの学び直しができる機会を提供するための学習支援事業です。事業の趣旨を尊重し、適切に実施できるよう見直してまいります。

次に、⑧「2024年度に予定されているまちだ中央公民館の大規模改修時にも、他の会場を確保するなど工夫し、事業を継続すること」についてでございます。

空調設備や壁、床などの老朽化により、大規模な改修工事が必要な状況ですが、現時点では、スケジュール等を含め、未定です。

次に、6「住民参加の運営体制を充実させること」の①「生涯学習センター運営協議会を社会教育法第29条の公民館運営審議会として条例設置すること」についてでございます。

生涯学習センターにかかわる附属機関等については、2012年の町田市生涯学習センターの設立時に、社会教育委員の会議、公民館運営審議会、町田市民大学HATS運営協議会の機能を整理し、生涯学習審議会と生涯学習センター運営協議会を設置した経緯がございます。そのため、公民館運営審議会を設置する考えはございません。

次に、②「生涯学習センター運営協議会（審議会）の利用者の公募委員の人数を半数以上とすること」についてでございます。

生涯学習センターは、幅広く市民に利用されるべき施設であり、それを想定した運用が

必要でございます。そのため、生涯学習センターの実施事業を検討する組織である生涯学習センター運営協議会の委員は、広く市民の意見を聞くことができるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を確保する必要があります。そのため、委員構成を変更する予定はございません。

最後に、「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」及び「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」は、生涯学習審議会からの答申を踏まえて策定いたしました。答申では次のように示されています。

「今後重点を置く事業を明確にしたうえで、事業の整理を行い、生み出したリソースを再配分すること」、「関係機関・各種団体・他部署のように学習事業実施主体の1つではなく、町田市における生涯学習を全体的にコーディネートすること」、「設立時に整理した『生涯学習支援に係る機能』を充実させるため、関係機関・各種団体・他部署の生涯学習情報を収集・整理し、多様な発信をする“ハブ機能”をしっかりと担うこと」。

「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」の取り組みを着実に推進することは、持続可能な生涯学習事業を提供していくことにつながり、それを実現させる責務があると考えております。

このように、生涯学習センターが取り組む生涯学習事業の充実とは、現代の実情に合った、より多くの市民に向けた生涯学習機会の充実であり、本請願の要望とは見解を異にするため、願意には沿えないと考えております。

よろしく願いいたします。

○**教育長** 請願第2号に関する願意の実現性、妥当性についての説明が終わりました。

私の教育長としての意見も、ただいまの生涯学習部長の説明のとおりでございまして、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述あるいは生涯学習部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問をいただきたいと思っております。何かございましたらお願いいたします。

○**後藤委員** 請願の内容では、生涯学習センターの事業の縮小ではなく、充実を求めてというふうに表現されていますけれども、現在の取り組みそのものが、事業の縮小というような計画を言っているのかどうか。この点について事務局側からご説明いただきたいと思っております。

○**生涯学習センター長** ただいまのご質問ですが、時代に応じて常に社会は変化しており

ます。社会教育は、生涯学習を取り巻く環境も大きく変わっております。将来を見据えながら時代の変化に対応していくため、「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」を定め、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」により取り組んでいるところでございます。

実行計画の取り組みとしまして、生涯学習センターの事業全体を縮小するのではなく、リソースの再配分を行ってまいります。時代の変化に応じて、個々の既存事業を見直すことで、新たな利用者の獲得につなげ、より多くの市民の生涯学習の機会を充実させてまいりたいと考えております。

○井上委員 社会教育主事講習という言葉が出てきますが、これはどのぐらいの期間で、どのようなことを学ぶのでしょうか。また、学んだ知識はどのように業務に生かしていくのかを教えてください。

○生涯学習センター長 社会教育主事講習でございますが、約1カ月間にわたりまして、eラーニングとか集合形式で、講義や演習を受講いたします。そのため、受講する職員ですが、自身の業務と調整しながら受講しております。

その受講の内容ですが、生涯学習及び社会教育の知識、それから多様な主体と連携・協働を図りながら、地域活動等につなげていくための知識などを習得しております。この知識を生かしまして、講座等の企画を行うとともに、生涯学習支援として、学びたい市民や団体の学習ニーズへ対応しております。

なお、社会教育主事講習で学ぶ知識ですが、受講しないと得られないというのではなく、さまざまな事業を担当することでも身につけていくものであると認識しております。

○井上委員 もう一つよろしいですか。請願の5「社会教育事業を充実させること」の生涯学習部長の説明に、生涯学習センター以外の庁内他部署でもさまざま実施されているとありましたが、それはどのような部署で、どのような内容を行っているのか具体的に教えてください。

○生涯学習センター長 庁内の他部署などで行われている学習事業につきまして、代表的なものになりますが、幾つかご紹介させていただきます。

まず、高齢期の課題につきまして、市内各地区にあります高齢者支援センターでは介護予防の学習事業を行っております。これは口腔ケアや栄養バランス、運動習慣、認知症予防などについて学ぶもので、個人または団体・グループなどで参加できる学習事業となっております。

次に、ジェンダーやセクシュアリティについてでございます。男女平等推進センターになりますけれども、こちらでハラスメントや暴力への対策、男性の子育て参加、女性の就業支援、性の多様性などの学習事業を行っております。

最後に、子育て・親育ちについてでございます。主には保育園や子どもセンター、子どもクラブで行っております。こちらは保育園で実際に行っていることを生かしまして、外遊びや体操、読み聞かせ、それから手遊び、離乳食体験などの学習事業のほか、保護者同士の交流の場を設けるなどしております。これ以外にも環境や農業、防災といったさまざまな分野でも、他部署の学習事業を行っております。

○関根委員 私からも2つほど質問させてください。

1つ目は、今年度、障がい者青年学級の見直しに係る検討を行っていくということがご説明の中にもありましたけれども、なぜ見直しが必要なのでしょう。

2つ目は、ここに合宿中止とありますが、事業の縮小によって中止ということにしようか、教えてください。

○生涯学習センター長 まず1点目の、なぜ見直しが必要かというところでございます。障がい者青年学級ですが、現在約140名が在籍しておりまして、およそ50名のボランティアスタッフが学級活動を支えております。学級活動を支えるボランティアスタッフは年々減少しておりますが、学級生の在籍期間の長期化や高齢化によりまして、学級活動中に食事やトイレ介助の必要性は増しております。

また、在籍年数の上限ですとか定員などの決まりがないため、新たに学びたい方が入りにくい状況でございます。そこで、継続して事業が行えるよう、新たな仕組みを検討することとしたものでございます。新たに学びたい方など、今よりもっと多くの方がこの事業に参加できるような仕組みに見直してまいりたいと考えております。

2点目の合宿の中止についてです。こちらは現状、参加者の安全を確保できないと判断いたしまして、合宿を中止という判断をさせていただきました。かわりに、日帰り旅行や通常の学級活動を実施することにしたものでございます。

○関根委員 確かに新たに学びたい人たちに対応できないということはあつてはならないと思います。ですから、今よりもっとたくさんの方々がこの事業に参加していただけるような仕組みになるように見直すことは必要であると考えます。

合宿につきましても、何よりも安全が第一だと思いますので、かわりの学級活動をより充実したものにしてほしいと思います。

○森山委員 私から1点だけ質問をさせていただきたいと思います。住民参加の運営体制を充実させるということが示されていますけれども、現在このことに関して具体的にどのようなことに取り組んでいますか。この件について説明をいただければありがたいと思います。

○生涯学習センター長 住民参加の運営体制についてでございます。

まず、生涯学習センターが実施する事業に関して協議する場として、生涯学習センター運営協議会がございます。また、市民大学事業では、各講座に学識経験者や講座受講生をプログラム委員として委嘱しまして、助言をいただきながら講座を企画しております。講座づくり「まちチャレ」では、市民が講座を企画するとともに、生涯学習センター運営協議会委員に応募団体の選考をしていただいております。さらに、毎年秋に、生涯学習センターで活動する団体の発表の機会としまして、生涯学習センターまつりを実施しておりますが、利用団体などによる実行委員会を組織しております。そのほか、講座受講生などからアンケートを実施しまして、結果を次の事業に生かしております。

今後ですが、広く市民の学びのニーズを把握して事業に生かせるよう、利用していない方も含め、多くの方にアンケートなどを実施してまいりたいと考えております。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。

ご質問等がなければ、請願の願意に対する委員の皆様のご意見をいただきたいと思えます。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 それでは、請願について、私から3点意見を述べさせていただきます。

まず、1点目です。現在の生涯学習事業の実情ですが、ご説明にもありましたとおり、これまでも生涯学習審議会や生涯学習センター運営協議会から、専門家や市民代表の方の委員からのさまざまなご意見、ご指摘を生かしながら、また現代から未来へ大きく変わっていている社会情勢を見通して、町田市の生涯学習事業が進められていると考えております。これは教育行政として、妥当で公平な手順で運営をしているということです。

2点目です。市民の皆さんが求めている学びの場というのは本当に多種多様であります。それは生涯学習事業に限られていることではなく、先ほど説明にもあったとおり、行政の他部署が専門的分野の学びの場を提供したり、あるいは民間の事業者がそれを担っていたりする、そのような場が数多くあるのも実情です。

これからの市民サービスの向上を考えれば、必ずしもそれは市の直営にこだわるのではなく、業務委託や指定管理者制度に加え、民間事業者など、市民が利用しやすい幅広い

ニーズに応える学びの場があることが大切であると考えています。

3点目です。社会教育事業の現状ですが、例えば障がい者青年学級の事業自体は、行政がしっかりと取り組んでいく内容であると思います。先ほどの説明にもあったとおり、今後、学習の機会のあり方や、多くの方に参加してもらおう場として、どのように改善をしていく必要があるか。それらを検討するのは非常に大切なことです。同様に、他の事業についても説明があったとおり、時代の変化に対応した取り組み方について見直しあるいは改善を図る必要があるのは妥当だと考えます。

以上のことから、生涯学習部長がお答えしたとおり、本請願の願意には沿えないものであると私も判断します。

○森山委員 まず、1990年から活動を継続しておられる会であるということで、「町田に公民館をふやす会」の皆さんからの「生涯学習センター・公民館の充実に関する請願」につきまして、課題、方策について具体的にお伺いをいたしました。

まず、先ほどの生涯学習部長の説明にもありましたが、直近の答申を踏まえて、今後の生涯学習センター等の事業の充実を図る方策を的確に示して実施に移していること、さらには、次期教育プランにおいても学校教育と生涯学習を統合して、より現在の状況の把握と課題をしっかりと捉えた事業の計画運営を目指していることについては理解いたしました。

特に今回リソースの再配分という言葉がキーワードだと思いましたが、生涯学習センターの既存の事業を大胆に整理・統合していかなければ、結局は今までと同じで、変わることはできないのではないかと。特に講座事業の実施だけが生涯学習センターの役割ではありませんので、そういう意味では、市民の学習の機会を充実させるためのリソースの再配分は、まさに必須のものだと思います。

そういうことを踏まえて、今後の計画・運営がなされるということをお伺いしたので、これらのことから、本請願につきましては、願意には沿えないと判断をいたしました。

○井上委員 このたびは貴重なご意見をありがとうございます。質疑応答の内容も加味した上で、私の意見を述べさせていただきます。

人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果が適切に評価されるべき場が生涯学習センターですので、私は、学生などの若者や働く世代など、今現在利用者が少ない層に対しても、より関心を集められるような内容の講座やイベントを積極的に打ち出してほしいと考えております。

また、社会人となった後も、新たな知識や技能、教養を身につけることが必要不可欠です。そして出産や子育て等、女性のライフステージに対応した活躍支援の観点からも、リカレント教育、つまり、社会人の学び直しの推進が、昨今より一層重要視されています。全てを生涯学習センターが担うことは難しいかと思いますが、近隣大学と連携を図るなど、さまざまな可能性を探り、全市民の学びにつなげていてもらいたいと考えています。

我々教育委員も、障がい者青年学級の開級式や成果発表会には毎年出席をさせていただいておりますので、関係者の皆様が今まで生涯学習センターを支えてきてくださったことに深く感謝を申し上げます。

ただ、ボランティアスタッフの人数が安定しない今の現状で新規募集をふやすということは、安全を確保することができないのではないかと考えます。

以上のことから、私は本請願の願意には沿えないものと考えます。

しかしながら、生涯学習センターの単純な見直しではなく、障がい者青年学級に参加される皆様の権利を守りながら、請願者の方のように、単立って団体活動をしていけるようなサポートを含め、前向きな見直しを図っていけることを望みます。

私からは以上です。

○関根委員 このたびは大変貴重なご意見をありがとうございました。私からの意見を述べさせていただきます。

生涯学習センターは、生涯学習審議会や生涯学習センター運営協議会から何度となく、時代の変化に即して事業を見直すようにずっと指摘されてまいりました。

生涯学習審議会からの答申を踏まえて策定した「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」及び「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」を着実に推進して、現代の実情に合った、より多くの市民に向けた生涯学習機会を充実させていくことが何よりも大事だと思っております。ですから、今回を機に、たくさんの方々が自由に学びにつながれるようになるのではないかと大変期待をしております。

また、もっと多くの方々に学びをつなげるためには、それをコーディネートする機能が重要だと思います。市民の学びたいという思いに対して適切なアドバイスができる学習コンシェルジュのような機関を設けて、きめ細やかなコーディネートができるような体制を整えてほしいと思っています。

私の意見といたしましては、今回の請願に関しまして、先ほどの生涯学習部長からの説明やほかの委員の皆様と同意見でございます。よって、本請願には沿えないという見解で

ございます。

私からは以上です。

○**教育長** そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

それでは、請願第2号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意には沿えない旨のご意見と受けとめますので、本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** ご異議なしと認め、請願第2号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第2号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○**教育長** 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきまして、私からは、この間、町田市議会の令和5年(2023年)第2回定例会、6月議会のことでございますが、この議会対応や各種団体の定期総会等への出席がほとんどでございまして、行事等への出席にかかわる特段の報告はございません。

なお、6月議会の内容につきましては、後ほど学校教育部、生涯学習部の両部長からご報告をいたします。

そのほかの主な活動は、お配りしております資料のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは次に、各委員からご報告をお願いいたします。何かございますでしょうか。

○**井上委員** 今日も小学校前では校長先生が元気に子どもたちを迎え、校門前でしゃがみ込む1年生数名と植物の観察をしておりました。

先月から今月にかけても、小教研総会や東京都市町村教育委員会連合会定期総会や町田高校での学校運営協議会などへの出席がありましたが、私からは2点お話ししたいと思い

ます。

まず、1点目、5月15日の南成瀬中学校への市教委訪問についてです。若い世代の教員が多く、指導力の向上にはさらなる余地がありますが、生徒たちはおっとりマイペースで、おおらかな雰囲気の中、伸び伸びと楽しんで学校生活を送っている印象でした。

南成瀬中学校は、特別支援教育推進モデル校として、今年度サポートルームとの連携が通級に通っていない生徒にもいい影響を与えるかという研究を進めているようで、研究発表が今から楽しみです。また、コミュニティスクールの代表格を目指し、地域協働に力を入れた活動をされているとのことですので、今後も注目していきたいと思っております。

次に、保護者として参加したのですが、長男が通う中学校で、先日、PTAの研修係主催の卒業生保護者講話があり、中3の受験生の母ですので、気になり、出席いたしました。

都立一般・推薦にとどまらず、中学校ではなかなか登校することができず、高校は通信を選んだ保護者のお話などを伺うことができました。塾にはいつから通い始めたのか。進路を決定した時期はいつごろで、きっかけは何だったのかなど、質問は30項目以上にも及び、懇談も盛り上がり、時間が足りないくらいでした。

中学校主催のものはコロナで、なくなってしまい、再開を検討したものの、平日は授業があるので時間的に厳しく、土日だと先生方に出勤させることになってしまい、卒業生にアポをとることなどもまたタイミングが難しいということでしたので、こうして保護者が主導して、欲しい情報を集める機会を創出していくことが、今後望ましい方向性なのではないかなと感じました。

また、こうした機会は、進路を決める時期の中学校で強く意識しますが、小学生の保護者にも需要がないわけではなく、進路について早く知っておきたいと早々に情報収集をしている方や、不登校で悩まれているご家庭などもいらっしゃるので、いろいろなパターンの先輩ママさん、パパさんたちの声を聞くチャンスがあると、保護者としてはありがたいと思います。学校公開時の教育講演会などでもぜひ検討していただきたいなと思いました。

私からは以上です。

○関根委員 私からは、活動の中から幾つかお話をさせていただきます。

6月4日には町田市障がい者青年学級「ひかり学級」の開校式にお招きいただきました。利用者の方々がそれぞれのグループに分かれ、歌の発表や、段ボールで手づくりをしたディスクゴルフセットのゲーム大会もありました。会場全体が一体感を持ち、皆さんもとて

も楽しそうに過ごされていました。昨年度から民営化されたこの施設では、職員の方々も、障害のある方の人権や権利を守り、ご本人の意思を尊重しながら、生きがいを探したり、幸せに過ごしていただけるように努めていらっしゃるということでした。

6月10日には、鶴川第二小学校の道徳授業地区公開講座の講演会にお招きいただきました。この学校では、なりたい自分になるために、子ども一人一人に自己分析をさせて具体的な目標を立て、スモールステップで自己目標を達成しながら、未来の自分につなげていく力を育成する研究に取り組んでいます。そのためには、家庭の支援や見守りが必要ということで、私と娘の親子の歩みを一例として、子育て講演をさせていただきました。

VTRやトークを交えながら、娘の子育てと、その中で大切にしてきたこと、今の子育てに必要なことなど、私なりの言葉で伝え、後半は、子育て中にぜひとも読んでいただきたい絵本の読み聞かせなども行いました。保護者の方もうなずきながら熱心にお聞きくださり、最後にはたくさんの質問もしていただき、皆さんの子育てに向けての熱い思いを感じたところです。

私自身もそうでしたが、確かに子育て中は本当に不安で、これで合っているのか、間違っていたらどうしようと自問自答の日々だったことを思い出します。今の保護者の方々に少しでも参考にしていただければ大変ありがたいと思います。

あと、活動報告ではありませんが、5月17日に鶴川エリア中学校給食センター建築許可に係る事前説明会を傍聴してまいりました。町田市で今進めている給食センター方式による中学校給食の全員給食実施に向けた取り組みがどのような流れで、一般市民の皆さんはどのように感じているのかを教育委員としても知っておきたいと思い、お伺いいたしました。

事業概要、全体の工程、建築計画の概要、そして音、振動、におい、排水、交通、安全対策などの周辺への配慮事項や、1日の給食業務の流れについて説明していただきました。

参加された地域の方々には、建設中の資材置き場はどの位置になるのかを知りたいとか、隣接するスポーツ広場で中高生が花火遊びをしているときもあるので、地域で見回っている。工事期間中に通行止めはあるのか。とてもよい取り組みだと思うので、地域住民もできるだけ協力をしたいなど、うれしいご意見もいただきました。

このように、行政側も地域住民のために丁寧で誠実な説明を重ねてくださり、大変ありがたいと思います。町田の子どもたちのために、全ての中学校給食センターが滞りなく無事に完成することを願っております。

私からは以上です。

○教育長 そのほか事務局も含めて、報告あるいはご質問などありましたらお願いいたします。

○学校教育部長 私から 2023 年第 2 回町田市議会定例会の学校教育部所管分についてご報告させていただきます。

第 2 回定例会は、6 月 5 日に、補正予算などの提案理由説明が行われ、あわせて、学校用大型提示装置（プロジェクタ）及び児童・生徒用タブレット端末購入の契約案件が可決されました。その後、8 日から 14 日までの 5 日間に一般質問が、15 日に質疑、16 日に文教社会常任委員会が行われました。

まず初めに、一般質問ですが、学校教育部に対しましては、17 人の議員さんから質問がありました。

その内容といたしまして、表題だけになりますが、『COCOLOプラン～誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策』を受けての不登校支援のさらなる推進について、「誰ひとり取り残されない学びの保障に向けて」、「小中学校における医療的ケア児の受入れについて」、「デジタル化の取り組み」、「市立小学校の体育館利用について」、「PFI 方式の小中学校施設整備、管理運営について問う」、「学校図書館について」、「サポートルーム（特別支援教室）について」、「児童生徒が安心して受けられる学校健診の実施を求めて」、「不登校対策について」、「校則や生活のきまりの見直しについて」、「インクルーシブ社会実現に向けた、市の取り組みを問う」、「障がい児・者への幅広い支援について」、「子どものいじめ・悩み相談の更なる充実に向けて」、「中学校修学旅行日程と高校文化祭開催日」、「健康と安全のために、小学生の通学時の負担軽減を！」、「水泳授業の準備における家庭の負担軽減を！」、「溺水事故の防止のために必要な教育を！」、「給食費の無償化について」、「自殺・精神疾患対策について」、「学校飼育動物について」、「公立小中学校での給食用牛乳について」、「男性への HPV ワクチンの推進について」、「スクールソーシャルワーカーの活用について」、「公立小中学校における教育の現状について」、「本町田のまちづくり、およびそれを取り巻く環境について」、以上が一般質問です。

次に、質疑ですが、教育支援センター拡充事業につきまして質問がありました。

続きまして、文教社会常任委員会では、請願 2 件と補正予算について審議していただきました。「鶴川第三小学校の統廃合計画の見直しを求める請願」と「公立小中学校の給食費無償化を求める請願」、こちらはそれぞれに幅広くご質疑いただきました。この請願に

つきましては、2件とも委員会では不採択となりました。

補正予算につきましては、先ほど質疑にもありましたが、教育支援センター拡充事業を中心に、分野全般について多くのご意見、ご質問をいただきました。こちらの補正予算は、委員会では可決となりました。

行政報告は、「新たな学校づくり推進事業の進捗状況について」、「町田市立小中学校校庭の釘等の点検状況について」、「町田市学校統合等に伴う在校生の通学先に対する配慮に係る基本方針について」、「町田市学校統合等に伴う通学区域再編時期の変更について」の4件を行いました。

28日に行われます市議会本会議にて、学校教育部関連の請願や令和5年度（2023年度）町田市一般会計補正予算が表決されます。

議会報告は以上です。

○生涯学習部長 2023年第2回町田市議会定例会の生涯学習部所管分についてご報告いたします。

6月8日から14日まで行われた一般質問では、4人の議員から4項目の質問をいただきました。

まず、「市立図書館の取組について」として、昨年度実施した図書館の利用者アンケートの実施概要や結果について確認をした上で、アンケート結果を図書館サービスの向上に生かしてほしい、また、新たに開始した久美堂本町田店での図書館の本の受け渡しサービスに係る経過や目的について確認したいという趣旨で質問をいただきました。

次に、「公立図書館の役割について」として、社会の変化とともに図書館の役割が変化している中、町田市が考える図書館像について、デジタル化の推進や居場所づくりなど、これからの図書館が目指す方向性を確認したいという趣旨で質問をいただきました。

その他、2項目の質問は、「町田市立図書館の勉強スペースについて」、「『夕焼け小焼け』作曲100周年を活用した相原のにぎわいづくりについて（その2）」でございました。

6月16日に行われた文教社会常任委員会では、図書館再編の取り組み状況について行政報告をさせていただきました。

第2回町田市議会定例会における生涯学習部所管分についての報告は以上でございます。

○教育長 そのほかにはよろしいでしょうか。

以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第8号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○**学校教育部長** 議案第8号「町田市学校統合等に伴う在校生の通学先に対する配慮に係る基本方針の策定について」、ご説明いたします。

本件は、「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づく通学区域の変更により、通学する学校が変わる在校生に対して、通学先を配慮するための方針を策定するものです。

1枚おめくりください。

初めに、1「基本的な考え方」についてです。

「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づき、2040年までに段階的に達成することを目指している新たな通学区域は、学校統合時に、単に該当校の通学区域を統合するものではなく、統合と同時に、町区域に基づいた通学区域及び小・中学校区の整合を可能な限り図ったものとなっております。

そのため、学校統合時に隣接校の通学区域を統合校の通学区域に組み入れる、もしくはこれまで統合校の通学区域であった地域が他の隣接校の通学区域になるといった通学区域再編を学校統合と並行して行います。

こうした通学区域再編に伴う通学区域の変更により、在校生は、ある学年から通学する学校が変わることになります。

在学中の通学区域変更に対しては、学習環境の変化、学年進行、友人関係等に配慮する必要があり、在校生が通学区域変更前の学校に引き続き通学することを希望する場合は、通学できるよう配慮いたします。

次に、2「通学する学校が変わることへの配慮」についてです。

(1)「学校統合に伴う通学区域再編により通学区域が変更となる場合の配慮」です。学校統合に伴い、統合新設校の通学区域に組み入れられた地域に居住する在校生については、統合新設校と通学区域変更前に在籍していた学校のいずれかを選択できるようにする。また、統合に伴い、隣接校の通学区域となった地域に居住する在校生については、新たな通学指定校と統合新設校のいずれかを選択できるようにするというものです。

以下、「校舎建替に伴う通学区域再編により通学区域が変更となる場合」、「現在在籍している学校が分割されて統合される場合」につきましても、同様の配慮を行うことを定めております。

次に、3「通学の距離が長距離となることへの配慮」につきましては、学校統合や通学区域再編により、自宅から通学指定校までの距離が1.5キロメートル以上となる在校生の

児童については、隣接校に受け入れ枠がある場合、その学校を選択できることなどを定めております。

最後に、4「通学が長距離になることによる費用負担に対する配慮」につきましては、通学費補助制度は指定校に通う場合を補助対象としておりますが、先ほどご説明しました2「通学する学校が変わることへの配慮」により、指定校以外の学校へ通学する場合にも、補助制度の対象とするというものです。

また、参考資料といたしまして、具体的にどのような場合が、「通学する学校が変わることへの配慮」などに該当するかの事例で示したものを、あわせて添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○関根委員 基本方針の4として「通学が長距離になることによる費用負担に対する配慮」が示されています。

例えば鶴川西地区などは、統合によって学校が遠くなって、バスを使って通学する児童が一定数発生すると思われれます。その際、児童が登下校にバスを使用するときのバスの便数や乗車率はどれくらいなのでしょう。登下校の時間にバス便がなくて利用できないといったことや、混雑によって乗車できないということはないのでしょうか。

○学務課長 ご質問にお答えいたします。

新しい通学区域における路線バスの状況につきましては、新たな学校づくり基本計画検討会での議論にあわせて、2022年度にバス事業者からいただいたデータなどをもとに調査を行っております。

状況調査の中では、通学時間帯として、朝、学校に8時10分までに到着できる7時台、午後は13時台から19時台までの運行間隔や混雑率などを調査しております。

ご質問の鶴川西地区の状況につきましては、幾つかの路線を利用することが想定されますが、いずれの路線におきましても、朝は20分以内の運行間隔、午後は30分以内の運行間隔が確保されており、通学による利用が可能であることを確認しております。

また、利用が想定される区間の混雑率につきましては、おおむね38%で車両の座席は全て埋まる程度となりますが、いずれの路線におきましても、朝は38%を下回り、午後

は最大でも41%程度であることから、混雑して乗車ができないという状況にはないことを確認しております。

○**関根委員** ありがとうございます。安心いたしました。保護者の皆様にとってもすごく心配なことだと思いますので、統合した後も、実際の状況を見て、その都度バス会社と話し合っていたりなど、そのときの最善の方法を検討していただきたいと思います。

○**学務課長** 常に検討して、例えばバスのダイヤのことについては、バス事業者と調整して、児童・生徒が少しでも利用しやすい形の環境を整えていきたいと考えております。

○**井上委員** 非常に複雑な情報ですので、こうした特例的な措置については、対象者にしっかり周知を行うことが重要であると思いますが、どのような周知方法を考えているでしょうか。また、保護者への説明も、学校任せにせず、教育委員会も積極的にかかわって行うべきだと考えますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○**学務課長** ご質問にお答えいたします。

学区再編に伴い通学する学校が変わることへの配慮については、対象者に個別に通知して、しっかり案内をして、先ほどご案内しました選択についての検討をしてもらう期間をしっかりと設けることが重要かつ必要だと考えております。

周知の時期につきましては、まず、制度の周知といたしまして、今年度の10月を予定しております。個別に通知する方法については、学校と協議の上決めたいと考えております。その後、6カ月の期間をあけて、学校統合の1年前の2024年4月の初めに、対象者に、指定校以外の学校への入学を希望する場合の申請書を送付するというスケジュールを想定しております。申請期間は今のところ2024年4月の1カ月間を予定しております。

通学の距離が長くなることへの配慮につきましては、同様のスケジュールを想定していますが、個別通知をする対象者については、今後検討したいと考えております。

学校での説明会などで、教育委員会としての説明を求められた際には出席し、教育委員会の考えをしっかりと伝えていきたいと考えております。

また、複雑な制度でありますので、ホームページなどで、対象となる児童・生徒のお子さんなどへ、今後こういった形で学校統合が進むのかといった情報も、しっかり整理して周知していきたいと考えております。

○**教育長** そのほかに何かございますでしょうか。——よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょう

か。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第9号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長 議案第9号「第6期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について」、ご説明いたします。

本件は、町田市生涯学習審議会条例に基づき、第6期町田市生涯学習審議会委員を委嘱及び解任するものでございます。

任期は2024年3月31日までです。

1枚おめくりください。

生涯学習審議会委員を構成する社会教育委員1名に変更が生じたことから、生涯学習審議会委員について、2023年5月31日付で解任をし、2023年6月21日付で委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。

これに伴う委員全体の名簿一覧を参考として記載しております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することといたします。

次に、本日、会議の冒頭でお諮りいたしましたように、まず、日程第4、報告事項(7)「町田市文化財保護審議会からの答申について」、担当者からご報告をさせていただきます。

○生涯学習総務課担当課長 それでは、報告事項(7)「町田市文化財保護審議会からの答申について」、ご説明をいたします。

2023年1月24日付で町田市文化財保護審議会へ諮問した「町田市指定旧跡の指定について」に関して5月16日付で答申をいただいたことを報告させていただくものです。

「答申の内容」は2に記載のとおり、「凌霜館跡」が町田市指定旧跡に該当するというものです。

3に「指定旧跡に該当する理由」を記載しております。

「凌霜館」は、野津田村出身の自由民権家である村野常右衛門が、若手運動家の育成を目的に設立した文武館です。その後も明治末まで地域の青年会の活動拠点として使われ、その跡地は1984年に村野常右衛門の子孫から市へ寄贈され、現在は自由民権資料館が建てられております。

「凌霜館」は、全国的に見ても先駆的な文武館であり、その後も地域活動の場として継承された経緯から、その跡地は歴史的に重要な場所と言え、そのことが町田市指定旧跡にふさわしい理由でございます。

2ページ目以降に町田市文化財保護審議会からの答申をおつけしております。「凌霜館跡」は、2ページの「指定基準」にあるとおり、町田市文化財指定・登録基準第1、6(2)の市指定旧跡に該当するという答申をいただきました。

説明は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、議案第10号を審議いたします。本件については、生涯学習部長からご説明申し上げます。

○**生涯学習部長** 議案第10号「町田市指定旧跡の指定について」、ご説明いたします。

本件は、ただいま報告させていただきました町田市文化財保護審議会からの答申を受けて、町田市文化財保護条例第33条に基づき、「凌霜館跡」を町田市指定旧跡に指定することについて承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

町田市文化財保護審議会からの答申における指定調書を添付しております。

説明は以上でございます。

○**教育長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関してご質問等ございましたらお願いいた

します。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

日程第3、臨時代理報告に入ります。

臨時代理報告第2号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明を申し上げます。

○学校教育部長 臨時代理報告第2号「第13期町田市学校給食問題協議会委員の委嘱及び解任の臨時代理の報告について」、ご説明を申し上げます。

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例に基づき、第13期町田市学校給食問題協議会委員の委嘱及び解任について、5月12日に開かれた第2回教育委員会定例会後に父母代表委員の選出があり、かつ、5月29日に第5回町田市学校給食問題協議会を開催する必要があったため、臨時に代理して処理を行いました。そのため、教育委員会において報告し、その承認を求めるものになります。

1枚おめくりください。

P T A委員の改選により、父母代表委員の枠で2名、学校長の人事異動などにより、学校長委員の枠で1名、教職員委員の枠で1名の方を委嘱及び解任しております。

任期につきましては、他の委員の方と同様に、2024年9月27日までとしております。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。臨時代理報告第2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

次に、臨時代理報告第3号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明

を申し上げます。

○生涯学習部長 臨時代理報告第3号「第33期町田市社会教育委員の委嘱及び解職の臨時代理の報告について」、ご説明いたします。

本件は、町田市社会教育委員の設置に関する条例に基づき、第33期町田市社会教育委員の委嘱及び解職について、6月1日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会において報告し、その承認を求めるものでございます。

任期は、2024年3月31日までです。

1枚おめくりください。

選出区分、家庭教育の向上に資する活動を行う者の選出団体である町田市立中学校PTA連合会からの申し出により、2023年5月31日付で解職をし、2023年6月1日付で委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。

これに伴う委員全体的名簿一覧を参考として記載しております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関してご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。臨時代理報告第3号は原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

次に、日程第4、報告事項に入ります。

本日の報告事項は9件ございます。

まず、報告事項(1)について担当者からご報告させていただきます。

○教育総務課担当課長 報告事項(1)「2022年度町田市立学校施設における防犯カメラの管理状況について」、教育総務課よりご報告いたします。

本件は、町田市立学校施設における防犯カメラの設置及び管理に関する要綱に基づき、報告するものです。

報告内容は3点ございます。

1 点目、防犯カメラの設置台数です。

2022年度設置台数は合計268台で、2021年度から4台増加しております。理由は、町田第一小学校の増築及び町田第一中学校での特別教室の地域開放に伴うものでございます。

2 点目、映像データの確認状況でございます。

表の一番下の「全体」が総数になりますが、2022年度は17件で、2021年度と比べると7件の増加となっております。増加の理由といたしましては、2022年度は「その他」が前年度と比較して8件増加しており、「その他」の事由のうち、校地外事件の捜査の件数が前年度の8件から17件と9件増加していることが、総数の増加となっております。

2 ページになります。

続きまして、3 点目、映像データの外部提供状況でございます。

2022年度は、町田警察署を初めとする警視庁に対し、11件の映像データを捜査資料として提供しており、2021年度と比べると5件増加しております。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

次に、報告事項（2）について担当者からご報告いたします。

○**新たな学校づくり推進課長** 報告事項（2）「新たな学校づくり推進事業の進捗状況について」、ご説明いたします。

2023年3月に、本町田、南成瀬、鶴川東、鶴川西、南第一小学校の5地区の「新たな学校づくり基本計画」及び「新たな学校づくり建設基本計画」を策定しております。今回の報告では、これらの計画に基づき進めていく学校施設の整備、新たな学校づくり基本計画推進協議会の設置、新たな学校づくり説明会の開催の3点についてご報告いたします。

まず、1「学校施設の整備」についてご説明いたします。

5地区の学校施設を整備するに当たり、「町田市PPP／PFI手法導入にかかる優先的検討の基本方針」に基づき、2022年度、民間活力導入可能性調査を実施しております。

その結果、本町田・南成瀬地区の新校舎は、財政負担の平準化、利用者のサービス向上が見込まれることから、PFI方式で整備することとしました。

一方、鶴川東地区については、PFI事業が重なり、参入する民間事業者がない可能性があったため、従来方式で整備することとしております。なお、鶴川東地区は自校の敷

地内に仮校舎を建設し、建てかえを行います。

(1)「P F I 方式による学校施設の整備」についてでございます。P F I 方式で整備する本町田地区、南成瀬地区については、今年、2023年6月に事業概要や実施方針の策定の時期などを示した「実施方針の策定の見通し」の公表を行います。

下段の表をご覧ください。こちらが公表を予定している「実施方針の策定の見通し」の内容でございます。事業名称は、「本町田地区・南成瀬地区小学校整備等P F I 事業」です。期間は事業契約締結日から2043年3月までです。業務範囲としましては、施設の設計、建設から維持管理まで、さらにそれに加え、給食調理、開放区画の運営、教育活動支援等の運営業務を予定しております。

1枚おめくりください。

先ほどの「実施方針の策定の見通し」を公表した後、2023年8月後半には、P F I の業務範囲や公募スケジュールを示しました実施方針と、民間事業者に求める業務の性能や水準を示した要求水準書の案を公表いたします。それらに対し、民間事業者からのご意見を伺った上で、P F I の業務範囲や要求水準を最終的に決定いたします。その後、2024年1月ごろにP F I 事業者の公募を行い、業者選定後、2024年9月議会での契約を目指しております。

なお、本町田地区、南成瀬地区の両地区とも、2028年度に新校舎の使用を開始いたします。

続いて、(2)の「従来方式による学校施設の整備」についてでございます。鶴川東地区では従来方式で整備を行います。2023年7月に設計者を選定し、2024年度まで基本・実施設計を行います。2025年度に仮校舎の建設、2026年度から2028年度まで新校舎の建設等を行い、2029年度に新校舎の使用開始をいたします。現在、設計者を選定するに当たり、公募型プロポーザルでの契約を進めております。

なお、従来方式でも、学校施設の維持管理・運営に関しては、P F I と同等の業務範囲を委託し、教員が教育活動に専念できる環境を整えてまいります。

3ページです。

2「新たな学校づくり基本計画推進協議会の設置」についてでございます。

5地区の基本計画に基づき、新たな学校づくり基本計画推進協議会を設置し、学校統合及び建てかえに向けて必要となる事項について協議を行うとともに、連携しながら基本計画を推進してまいります。協議会の目的、構成員、協議会の開催期間・回数は表のとおり

でございます。

基本的には新たな学校づくり基本計画を策定する際に開催しました新たな学校づくり基本計画検討会を引き継ぐ形となっており、計画策定までの議論や計画の内容を踏まえ、連携しながら進めていきたいと考えております。

最後に、3「新たな学校づくり説明会」についてでございます。

現在、各地区において具体的に進めている新たな学校づくりの検討状況や今後の進め方について、保護者や地域にお住まいの方などにお知らせするため、新たな学校づくり説明会を開催いたします。

開催地区につきましては、鶴川東・西地区合同で開催するため、全4地区で開催をいたします。多くの方にご参加いただくため、それぞれの地区で日曜・平日の開催とし、両日とも同じ内容を説明いたします。なお、ウェブ参加も可能としております。

説明会当日は新たな学校づくり推進計画やスケジュール、各地区の進捗状況についてご説明をいたします。

新たな学校づくり推進事業の進捗状況についての説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（3）について担当者からご報告いたします。

○**施設課長** 報告事項（3）「町田市立小中学校校庭の釘等の点検状況について」、説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

2023年4月に杉並区の小学校で起きました校庭に残置された釘で児童がけがをした事故を受けまして、町田市立小・中学校全校で安全点検を実施しましたので、その状況についてご報告します。

1「経過」です。2023年4月13日に、杉並区立の小学校で校庭の釘で児童がけがをす事故が発生し、5月11日の新聞報道等で事故を知るところとなりました。5月12日に、文部科学省及び東京都から区市町村の教育委員会に対して、安全点検を実施するよう通知があり、町田市では、5月15日に、町田市立小・中学校全62校に対して校庭の安全点検の実施を依頼し、6月9日までに全ての学校で点検を終えております。

続いて、2「点検状況」です。（1）「点検方法」は、目視により行いました。（2）「点検結果」です。校庭に残置された釘や金属製の杭、この杭についてはペグと言わせていた

ですが、小・中学校62校の合計で1,274本発見し、既に撤去しております。内訳は表1のとおりでございます。また、表1の下の写真にありますように、撤去しました釘やペグは長さが15センチくらいで、さびたものが多く見られました。

1枚おめくりください。

3「釘やペグ等が残置となった主な原因」です。1つ目が、運動会、体育祭等で校庭の整列位置などを示すポイントとして打ち込んだ釘やペグの抜き忘れによるもの、2つ目が、コースロープの固定、トラックや球技用コートを示すポイントとして打ったペグ等が劣化して残置したもの、この2つが主な原因と捉えております。

続いて、4「今後の対応」です。校庭の定期点検と事故防止策の実施を考えております。

(1)「定期的に校庭の点検を実施」については、学校保健安全法に基づき、毎月行う学校施設の点検の際に、危険なものがないか、もしくはペグやグラウンドマーク等の状態について確認を行います。

(2)「事故防止策の実施」については、①から⑤及び表2のとおりでございます。主なものとしましては、今後、釘を使用せず、ペグやグラウンドマークへの置きかえ、あとは使用中のグラウンドマーク等の本数の記録や、抜き忘れがないような照合など、安全対策を進めてまいりたいと考えております。

なお、具体的な取り組みにつきましては、学校と調整した上で実施し、安全向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項(4)について担当者からご報告をいたします。

○**学務課長** 報告事項(4)「2022年度町田市立小学校の通学路における防犯カメラの管理状況について」、ご報告いたします。

1「防犯カメラ設置台数」です。各小学校の通学路に5台、合計210台の防犯カメラを設置しております。

2「映像データの外部提供状況」についてです。2022年度は、警視庁からの捜査関係事項照会書による映像データ閲覧・複写依頼に対し、73件提供を行いました。

説明は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

続いて、報告事項（５）について担当者からご報告をいたします。

○**学務課長** 報告事項（５）「町田市学校統合等に伴う通学区域再編時期の変更について」、ご説明します。

小学校と中学校の統合時期が異なることによる児童・生徒への負担をできる限り軽減するため、学校統合等に伴う通学区域再編時期の変更を行います。

初めに、１「経緯及び変更の理由」です。

１段落目、２段落目につきましては、通学区域再編の考え方で先ほどの議案審議事項の８の在校生への配慮で説明したものと同内容ですので、説明を割愛させていただきます。

３段落目、「これまで」以降です。

これまで学校統合に伴う通学区域再編は、該当する学校の統合時にあわせて行うこととしており、地区別の新たな学校づくり基本計画などに反映してきました。しかし、これからご説明しますが、通学区域再編は、同じ地域で小中双方の通学区域を変更する場合はほとんどであり、小学校と中学校の学校統合の時期は、10年以上の期間が開く場合があります。ここにどういった課題があるかということをご説明したいと思います。

２ページの地図の資料をお願いいたします。左側が本町田地区の小学校区、右側が本町田地区の中学校区です。

左側の本町田地区の小学校区をご覧ください。赤枠内が本町田東小学校区、青枠内が本町田小学校区、緑枠内が町田第三小学校区です。

地図内の上部に黄色の吹き出しで、「①本町田東小学校区の山崎町」とある地域を事例としてご説明いたします。

現在、本町田東小学校の学区である山崎町は、黒の矢印で示しておりますが、2025年度の本町田東小学校と本町田小学校の統合時に、学校統合に伴う学区再編により、七国山小学校の学区となります。七国山小学校の中学校区は、左斜め上の山崎中学校となっております。

右側の本町田地区の中学校区をご覧ください。中学校区で見ると、同じ地域は、黄色の吹き出しで、「薬師中学校区の山崎町」となっております。現在この地域は、本町田東小学校の中学校区は薬師中学校であることから、薬師中学校区となっております。

この地域は、2027年度の薬師中学校と金井中学校の統合時に、山崎中学校の学区に変更する予定となっております。小学校区と中学校区の学区再編の時期が異なっていることにより、それまでの期間、七国山小学校の6年生が中学校に進学する際、七国山小学校の指定校は山崎中学校なのですが、この地域に居住する児童だけが指定校が薬師中学校と一体になるといったことが起こります。

また、右側の中学校区を引き続きお願いします。

本町田小学校と本町田東小学校の統合区域を中学校区単位で見ると、真ん中辺の薄い緑の部分、本町田小学校の中学校区は、町田第三中学校となっておりますが、その斜め上の青の塗り潰しの部分、本町田東小学校の中学校区は薬師中学校となっております。

本町田東小学校の中学校区が町田第三中学校の学区となるのは、2027年度の薬師中学校と金井中学校の統合時ですので、それまでは、2025年度に本町田小学校と本町田東小学校の統合を行っても、中学校に進学する際は、また別々の中学校に分かれるといったことが起きます。

また、学齢によっては、本町田東小学校区に居住する児童は、薬師中学校に進学した後に、在学中に学区再編があり、町田第三中学校に指定校が変わるといったことがあります。

こうした在校生の負担を軽減するため、通学区域再編時期の変更を行います。

具体的にどのように行うかについて、この事例でご説明させていただきたいと思います。

2025年度の統合によって、本町田小学校と本町田東小学校の統合校の6年生が同じ中学校に進学できるよう、本町田東小学校の中学校区を、薬師中学校から町田第三中学校に変更する時期を、統合校の6年生が中学校に進学する2026年度に前倒しします。

ただし、その時点で、本町田東小学校から薬師中学校に既に進学している2年生、3年生については、そのまま薬師中学校に在籍することといたします。

1 ページにお戻りください。

2 「通学区域再編の進め方」です。今ご説明した内容を記載しております。

学校統合等に伴う通学区域再編を同じ地域で小学校区・中学校区それぞれ行う場合は、初めに中学校区再編を行い、再編時に6年生の児童が中学校に進学する時点で接続する中学校区の通学区域の再編を行います。

その際、新中学1年生のみを対象とし、前年度3月31日に変更前の通学指定校に在籍していた2年生、3年生は、引き続き従前の指定校に在籍することといたします。

次に、3 「先行5地区の通学区域再編時期の変更内容について」ですが、新たな学校づ

くり基本計画が策定されている5地区（本町田、南成瀬、鶴川東、鶴川西、南第一小学校）の通学区域再編時期の変更につきましては、4ページから6ページに記載しております。

説明は以上となります。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

○**森山委員** 今回お示しいただきました変更を行うことによって、児童・生徒にとってはどのようなメリットがあるのかについてお伺いしたいと思います。

○**学務課長** ご質問にお答えいたします。

メリットについてですが、今回の変更で小・中学校区の整合が図られることにより、1つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなって、子どもたちのよりよい人間関係づくりや、教育活動の一貫性・連続性が確保できること、また今後、全市的な適正規模・適正配置が進む中、小学校区・中学校区それぞれに学区再編があり、転校を繰り返すといったことがなくなることが挙げられると考えております。

○**後藤委員** 説明を聞いていて、途中でわからなくなるような複雑さをすごく感じました。同じ小学校の児童がみんな同じ中学校へ進学できることが通学区域再編時期の変更のメリットで、それはもう十分配慮しなければならないし、必要なことだと思うのですが、今、緩和制度というのがありますね。要するに、理由があれば通学区域の外の学校に行ける。それをうまく運用することによってこの複雑なことをしなくてもできないのかなと思ったのですが、その辺いかがでしょうか。

○**学務課長** 学区再編を進めることは、新たな学校づくりを進める上での根幹となることだと考えております。通学区域再編緩和制度は、あくまでも学区制度における補完的な位置づけであると考えております。学区再編の考え方、進め方は、町田市の新たな学校づくり推進計画の適正規模・適正配置の基本的な考え方である小・中学校区の整合に沿ったものであるべきというふうに考え、今回の変更をいたしました。

○**関根委員** 小学校の通学区域の再編によって、統合校の通学区域になった場合は、統合校の中学校区に進学するという内容であります。例えば兄弟関係や友人関係などによって、もとの学区の中学校に進学することを希望する場合はどうなりますでしょうか。

○**学務課長** 2点に分けてご回答したいと思います。

まず1点目、兄、姉がもとの学区の中学校に進学していて、その学校に進学することを希望する場合が当然あると思います。その場合は、従前からある指定校変更制度によって、その学校に進学することが可能となります。

友人関係によりまして指定校以外の学区に進学したい場合は、これまである通学区域緩和制度を利用して、友人関係という理由で進学するという形になります。

○教育長 そのほかいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（６）について担当者からご報告をいたします。

○保健給食課長 それでは、報告事項（６）「中学校給食センターに関する説明会について」、報告いたします。資料をご覧ください。

2024年度2学期から2025年度にかけて市内公立中学校の全員給食が順次スタートいたします。今回はそれに当たりまして、新たに整備する給食センターの概要ですとか、中学校全員給食の内容について、地域の皆様、生徒・保護者の皆様に向けて説明会を実施いたします。

「地域住民の方向け」、「生徒・保護者の方向け」の内容については、双方とも、3つの給食センターの施設計画はもちろん、中学生に提供する給食についての説明を行うとともに、中学生に限らず、地域の皆様に提供する食を通じた健康づくりのことであり、炊き出しなどの災害時の給食センターの対応についても説明を行う予定でございます。

（２）は「生徒・保護者の方向け」としておりますが、2024年度以降に中学生になる小学生の保護者の方についても参加していただくことは可能となっております。

2「周知方法について」です。6月15日付の「広報まちだ」、町田市ホームページでは、既にこの内容は周知をさせていただいているところでございます。

そのほか、地域の皆様については、町内会・自治会を通じて、次ページ以降、2ページにわたって掲載しておりますが、こちらのチラシを回覧等に用いて周知を行っているところでございます。

さらに、生徒・保護者向けにつきましては、各小・中学校にお願いをし、保護者の皆様に広く説明会の周知を行う予定でございます。各学校の希望に合わせて、ここに書いたメール、あるいは紙のチラシによる周知、いずれかによって周知を行っていただくようにいたします。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（８）について担当者からご報告いたします。

○図書館長 報告事項（８）「図書館再編の取組状況について」、報告をいたします。

町田市立図書館では、将来にわたり町田市の図書館サービスを継続していくために、「町田市公共施設再編計画」及び「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づきまして、図書館の再編の検討を進めております。

まず、鶴川図書館における図書コミュニティ施設の転換に向けた取り組み状況、そして、さるびあ図書館における地域との意見交換の実施状況について、今日、この２点のご報告をいたします。

１「鶴川図書館の図書コミュニティ施設への転換に向けた取組状況について」です。

図書コミュニティ施設の運営団体の設立に向けて、鶴川地区で読書普及とか、子どもの学習支援などに取り組んでいらっしゃる５名の方が発起人となり、準備会が立ち上がりました。

４月から定期的に会議を開催しております。この中で、運営団体のビジョンとかコンセプト、事業計画などの検討を進めているところでございます。検討状況につきましては、図書館のホームページ等で随時情報発信をしております。

「今後のスケジュール」です。１０月には運営団体を設立する予定でございます。運営団体によるイベント等も開始したいと考えております。２０２４年２月、年度末には、鶴川図書館の図書コミュニティ施設への転換に向けた施設改修を行おうと思っております。

２「さるびあ図書館における取組状況について」です。

町田駅周辺の図書館の集約につきましては、２０２６年度に集約方法を決定することとしております。その集約方法の検討に当たり、地域との意見交換を進めているところでございます。

（１）「地域の方々との意見交換の実施状況」です。さるびあ図書館の今後につきまして、地元の町田第二地区の町内会・自治会の方々や、青少年健全育成地区委員会、民生委員・児童委員の皆様と意見交換を行っているところでございます。

おめくりください。

こちらについては既に２０２０年１２月から随時継続しておりまして、現在のところ、３１団体、１４５名の方と直接お話等させていただいているところでございます。

（２）「さるびあ図書館の今後に関する意見交換会の開催」でございます。公共施設の再編とか、町田駅周辺における図書館の集約について、より深く意見交換をしようと考え

えております。そのため、さるびあ図書館近隣の町内会・自治会と深く意見交換会を行いました。「実施日時」は先日、6月10日に行いまして、「対象」はさるびあ図書館の近隣の町内会・自治会、11団体、15人の方とお話をさせていただいたところでございます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの報告につきましてご質問等ございますでしょうか。――よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

最後に、報告事項（9）について担当者からご報告をいたします。

○市民文学館担当課長（町田市民文学館長） 報告事項（9）『『ことばらんどショートショートコンクール2023』の実施について』、ご説明差し上げます。

原稿用紙1枚から書くことのできる「アイデアと、それを活かした印象的な結末のある物語」である「ショートショート」を通じて、青少年に文学と触れ合うきっかけを提供し、町田発の未来の作家の育成を図る「ことばらんどショートショートコンクール」を本年度も開催いたします。昨年度は887作品、すばらしい作品のご応募をいただきましたが、本年度はそれ以上のご応募をいただけるように活動してまいりたいと思っております。

対象は町田市内在住・在学の小・中・高校生で、7月1日から9月20日まで募集いたします。テーマは、特に指定がなく自由に書いていただくもの、または、町田市を舞台としたものとし、400字詰め原稿用紙5枚以内で作成していただきます。

昨年度からの変更点としましては、今年度は、文学館設立のきっかけとなった遠藤周作生誕100年ということもあり、従来の市長賞や教育長賞など5賞に加えて、今年度限りの特別賞として、遠藤周作賞を設けます。遠藤周作賞については、遠藤作品やその生涯のエピソードにまつわるような内容のものを選出し、ご子息である日本民間放送連盟会長、フジテレビジョン取締役副会長である遠藤龍之介氏からコメントをいただく予定です。

受賞作品については、来年1月に表彰式及び記念品の贈呈を行います。

また、文学館ホームページでの公表や市立小・中学校への受賞作品集の配布を行います。説明は以上となります。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問等ございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局か

ら何かございましたらお願いいたします。――よろしいですか。

○教育長 以上で町田市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。

午前 11 時 48 分閉会